

七国公園ドッグラン利用規約

本利用規約は、七国公園ドッグランにおいて、動物の愛護と適正な飼養を通じて、人と動物の共生社会の実現と、安全で快適な公園利用環境を創出することを目的として定めるものです。

利用者同士が気持ちよくドッグランを利用できるよう、また、近隣住民との相互理解を深めるためにも、一人ひとりが利用規約を遵守し、ドッグラン内外でのマナー向上に努めてください。

1 利用資格

七国公園ドッグランは、登録制です。利用にあたっては、「七国公園ドッグラン利用規約」の遵守について、同意書に署名をし、利用登録をした方が利用できます。

<人>

- (1) 犬を制御できない方の入場には、制御できる方の同伴が必要です。
- (2) 未就学児は入場できません。

<犬>

- (1) 「狂犬病予防法」に基づく飼い犬の畜犬登録の際に交付された鑑札を装着してください。
- (2) 「狂犬病予防法」及び「狂犬病予防法施行規則」に基づく狂犬病の予防注射を毎年1回受け、その注射済票を装着してください。
- (3) 鑑札と申請年度の注射済票は、利用登録申請時に提示してください。(コピー不可)

2 利用時間

- (1) 4月から10月：午前9時から午後5時まで
11月から3月：午前9時から午後4時まで
- (2) 12月29日から1月3日、8月はドッグラン内の整備、消毒及び養生のため利用できません。
(日程、期間等は、市ホームページやドッグラン掲示板等でお知らせします)
- (3) 大雨、強風等の荒天時や、災害発生時など管理者が危険と認めたときは閉鎖することがあります。また、緊急工事など広場の維持管理や運営上やむを得ない場合、予告なしに閉鎖することがあります。

3 利用登録有効期間

利用登録の有効期間は、利用登録時から直近の7月末日までになります。
以降も継続して利用される場合は、更新登録手続きが必要です。

4 サイズ別専用エリア

ドッグランは、「小型犬優先エリア」と「中・大型犬優先エリア」の2つのエリアに分かれています。

- (1) 体重10kg未満は小型犬優先エリア、10kg以上は中・大型犬優先エリアの利用を推奨します。
- (2) 小型犬優先エリア、中・大型犬優先エリアともに、利用登録者が制御できない犬は入場できません。

5 利用上の注意

- (1) 施設に入場する時には、必ず利用登録証を見える位置につけ、利用簿に利用登録証番号を記入してください。利用登録証を忘れた場合は入場できません。
- (2) トラブル発生時の適切な対応が難しいため、中学生以下の方が利用する場合は、利用規約に同意した保護者の同伴が必要です。
- (3) 利用にあたっては、利用者同士がコミュニケーションをとり、マナーの向上に努めてください。公園管理者から指示を受けた場合は、それに従ってください。
- (4) 飼い主は、飼い犬に首輪をつけ、目を離さず、常に犬の行動を制御できる頭数で利用してください。リードを離す前に場内の雰囲気や犬を十分に慣れさせてください。
- (5) 怖がっている犬を追いかける、吠え続ける、他の犬にマウンティングをするなど、犬が興奮状態になった場合は速やかに制止させた後、施設外に出て犬を落ち着かせてください。
- (6) 遊び道具を使う場合は、他の利用者の方に必ず確認してください。
- (7) 犬の健康状態をよく観察し、以下に該当する場合は施設を利用しないでください。
 - ・ノミ、ダニ、シラミ、疥癬などの外部寄生虫、回虫、条虫などの消化管内寄生虫がいる。
 - ・犬パルボウイルス、ジステンバーウイルスなどの伝染性疾患に罹患している。
 - ・メス犬の発情期間中(期間は発情出血中および出血が止まってから4週間)である。
- (8) 以下の事項は禁止です。
 - ・公園前面道路への駐車
 - ・犬を連れていない方や犬以外のペットを連れての入場
 - ・自身の利用登録証を他者に貸与する行為(家族間での貸与も禁止です)
 - ・入口二重扉内でのノーリード及び伸縮リード使用、エリア内でリード着用のまま犬を放すこと
 - ・入口二重扉を同時に開けること(外へ出る人を優先とします)
 - ・噛み癖があり攻撃性がある犬、他の人や犬に危害を加える恐れのある犬の入場
 - ・施設内での飲食、飲酒、喫煙、餌やり(おやつ・ご褒美含む)
 - ・犬の毛づくろい(ブラッシングなど)
 - ・利用時の障害となるベビーカー(犬用を含む)、携帯イス、レジャーシート等の物の持ち込み
 - ・排泄した糞、尿の放置(尿は水で流してください)
 - ・ゴミ、犬の糞、その他汚物等を公園のトイレに流す行為や、近隣住宅付近や道路等に放置する行為

・営利目的の利用や営業活動、政治活動、宗教活動、宣伝・勧誘、集会活動など

6 自己責任による利用

(1) 施設内で起きたトラブルは、当事者同士で解決してください。人・犬いずれにおいても事故・怪我・伝染性疾病や皮膚疾患、寄生虫感染等のすべてにおいて、利用者の責任であることを了承の上でご利用ください。八王子市、指定管理者(公園管理者)は一切の責任を負いません。

(2) 事故発生時は、「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、以下のことを遵守してください。

① 犬が人を噛んだ場合(飼い主が飼い犬に噛まれた場合を含む)

飼い主は、適切な応急処置及び新たな事故の発生を防止する措置をとると共に、その事故及びその後の措置について、事故発生から24時間以内に動物愛護相談センターまたは、保健所に届出をしてください。また飼い主は、事故発生から48時間以内に、その犬の狂犬病の疑いの有無について獣医師に検診させてください。これらは条例で義務付けられています。公園管理者にも必ず報告をしてください。

② 犬が犬を噛んだ場合

当事者同士で解決していただきますが、発生状況やけがの状態、お互いの対応等を公園管理者に必ず報告してください。

③ 犬が迷子になった場合

必ず保健所か動物愛護相談センターに連絡をし、所轄警察署にも届出をしてください。

7 規約の変更

必要に応じて規約を変更することがあります。

8 個人情報について

登録申請書の個人情報に関しては、施設の管理・登録以外の目的には使用しません。

9 利用登録の抹消

利用規約に違反する行為やその他の迷惑行為等があり、公園管理者等の指導に従わない場合、公園管理者の判断で利用登録を抹消することがあります。また、登録時に虚偽の申請があった場合も登録抹消となります。いずれの場合も速やかに利用登録証を返却していただきます。

なお、登録内容に変更が生じた場合(転居、退会等)は、速やかに公園管理者まで届出てください。

附則 この規約は、令和4年4月1日から施行する。